

# 平成27年度 認可保育園・認定こども園・私立幼稚園の園児を募集します

☎福祉課児童福祉係 ☎282-1346

## 認可保育園・認定こども園（2号・3号認定）

### ◆受付期間・受付時間

12月3日（土）～9日（土） 9時～12時  
（土日を除く） 13時～17時

### ◆受付場所

役場1階第一会議室

### ◆申し込みに必要なもの

- ①施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所等利用申込書
  - ②保育が必要であることを証明する書類  
・就労（予定）証明書  
・求職活動専念申立書など
  - ③印鑑
- ※①、②は11月20日（土）から福祉課児童福祉係で配布。

### ◆入所基準

保育園は、保護者などが家庭で保育できないと認められる、次の理由がある場合に入所できます。

- (1)就労（1カ月当たり64時間以上）
- (2)産前産後（最長5カ月。産前2カ月、産後3カ月）
- (3)保護者の疾病・障害
- (4)長期に渡る疾病・障害のある親族の介護・看護
- (5)災害復旧
- (6)求職活動（起業準備を含む）  
※入所後3カ月以内の就労が条件
- (7)就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- (8)その他、町長が認める場合

## 保育園・認定こども園

園名・（ ）内は認定区分	電話・住所	平成26年度定員	受入年齢	延長保育	開所時間	
町立	若葉保育園（2・3）	☎282-0438（木倉）	120人	6カ月～	朝・夕	7時～19時
	上野保育園（2・3）	☎284-2601（上野）	45人	離乳食完了後～	無	7時30分～18時
	高木保育園（2・3）	☎282-2305（高木）	60人		夕	7時30分～19時
私立	御船昭和保育園（2・3）	☎282-0174（御船）	135人	2カ月～	朝・夕	7時～19時
	ぎんなん幼愛園（2・3）	☎282-0017（陣）	90人	6カ月～		
	みどりの里（2・3）	☎282-0010（木倉）	100人	3カ月～		
	滝尾たんぼ園（2・3）	☎282-7699（滝尾）	20人	6カ月～		
滝尾幼稚園（2・3）	☎282-7699（滝尾）	未定				

## 幼稚園・認定こども園

園名・（ ）内は認定区分	電話・住所	平成26年度定員	受入年齢	預かり保育	開所時間	
私立	滝尾幼稚園（1）	☎282-7699（滝尾）	80人	3歳～	有	9時～13時
	みどりの里（1）	☎282-0010（木倉）	15人			

※定員については、平成26年度定員を掲載しています。平成27年度の定員については、園と協議中です。

### ◆入所の決定

- ・選考基準に基づき、保育の必要度が高い順に入所を決定します。先着順ではありません。
- ・申込状況によっては、希望する保育所や月に入所できない場合があります。

### 【注意】

- ・入所の受付は随時行いますが、平成27年度の入所は、受付期間中の申込者から優先的に決定します。
- ・産休・育児休暇明けなどで、平成27年度の途中から入所を希望する人も受付を行います。
- ・現在、入所待機中の人も期間中の申込が必要です。
- ・2号・3号に該当する人でも、1号認定を希望することができます。

## 認定こども園・幼稚園（1号認定）

### ◆受付について

希望する園に直接申込になります。受付開始時期は園ごとに異なりますので、詳しくは直接園にお問い合わせください。後日、入所の内定を受けた人には、園を通じて「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所等利用申込書」を配布します。

### ◆保育料

私立幼稚園で新年度、認定こども園に移行する園については、今までの就園奨励費補助金は廃止される予定です。

# 「子ども・子育て支援新制度」がスタート

☎福祉課児童福祉係 ☎282-1346



## 必要性

保育所や認定こども園を利用するには「保育の必要性」の認定が必要になりました。「保育の必要性」は町が認定します。手続きは、入所申込と同時にを行いますので、新たな手続きは必要ありません。子どもがどの区分に該当するのかわかり、利用者に対して町から認定証を交付します。通常申請から30日以内に認定証が交付されますが、交付時期が遅れる場合もあります。

## 支給認定区分

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	3歳～5歳 教育を受ける子ども 保護者は未就労でも入所可能	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳～5歳 保護者の就労などで保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園
3号認定	0歳～2歳 保護者の就労などで保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園

## 保育料の変更

今までの保育料は、所得税額と町民税の課税、非課税で決定していましたが、平成27年度からは町民税額で決定します。また、4月から8月までは平成26年度の課税額、9月から3月までは平成27年度の課税額で決定するため、年度途中で保育料が変更になる場合があります。

### ◆2号・3号認定（保育園・認定こども園）

階層区分	保育料上限額			
	3歳以上		3歳未満	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯				0円
②町民税非課税世帯		6,000円		9,000円
③所得割課税額（48,600円未満）	16,500円	16,300円	19,500円	19,300円
④所得割課税額（97,000円未満）	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額（169,000円未満）	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額（301,000円未満）	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額（397,000円未満）	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額（397,000円以上）	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

※上記の1号・2号・3号の保育料上限額は国が定めた金額です。御船町の保育料は、国の上限額内で3月までに決定予定です。

## 時間・教育時間

認定区分と保育に必要な保護者の労働などの時間で決まります。1号認定を受けた子どもは「教育標準時間」、2号・3号認定を受けた子どもは保育が必要な時間により「保育標準時間」または「保育短時間」の2つに区分されます。

保育が必要な保護者の労働などの時間（1カ月あたり）	保育が受けられる時間（1日あたり）
① 制限なし（1号認定）	教育標準時間（4時間程度）
② 120時間以上（2号・3号認定）	保育標準時間（最長11時間）
③ 48～64時間以上（2号・3号認定）	保育短時間（最長8時間）

③の労働時間については、後日、町で決定します。  
※労働などの時間は、保護者それぞれが条件を満たす必要があります。

### ◆1号認定（幼稚園・認定こども園）

階層区分	保育料上限額
①生活保護世帯	0円
②市町村民税非課税世帯	9,100円
③所得割課税額（77,100円以下）	16,100円
④所得割課税額（211,200円以下）	20,500円
⑤所得割課税額（211,201円以上）	25,700円